

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

第三条及び第四条を次のように改める。

**（療育券の再交付）**

- 第三条 療育券（規則第十条第一項に規定するもの。以下同じ。）の交付を受けた者は、びいわき市に居住する者を除く。）は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・継続）（第五号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。**
- 2 前項の規定による申請をしようとする者は、療育券再交付申請書（第四号様式）を、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。
- （小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請等）

- 第四条** 法第十九条の三第一項に規定する小児慢性特定疾病児童等の保護者（郡山市及びいわき市に居住する者を除く。）は、小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・継続）（第五号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。
- 2 法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者（郡山市及びいわき市に居住する者を除く。以下単に「医療費支給認定保護者」という。）が法第十九条の五第一項の規定により医療費支給認定の変更を申請しようとする場合は、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書（第五号様式の二）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 3 規則第七条第三項の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給を受けようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費支給申請書（第五号様式の三）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 4 規則第七条の九第三項の届出書は、知事が別に定める届出書とする。当該届出書による届出に当たっては、知事が別に定める書類を添えて、当該居住地を管轄する保健

- 5 規則第七条の二十三第一項の規定により医療受給者証の再交付の申請をしようとする医療費支給認定保護者は、小児慢性特定疾病医療費受給者証再交付申請書（第六号様式）を、知事が別に定める書類を添えて、居住地を管轄する保健福祉事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

- 4 第四条の二及び第五条を削り、第五条の二を第五条とし、第五条の三から第五条の五までを一条ずつ繰り上げる。
- 第九条の十中「第五条の二第一項」を「第五条第一項」に、「第五条の四第一項」を「第五条の三第一項」に改める。
- 第十二条第一項及び第十三条中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。
- 第四号様式、第五号様式及び第五号様式の二を次のように改める。

**規則**

# 福島県報

目 次

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

福島県規則第三号  
福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県児童福祉法施行細則（昭和二十七年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則及び児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄



五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所  
川俣町役場総務課

(土木総務課用地室)

また、福島県教育委員会の遺跡地図により、本起業地内には文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包藏地は存しないことが確認されている。

## (二) 事業計画の合理性

本件事業は、町長の諮問を受けた外部有識者及び町内団体代表者による川俣町新庁舎建設検討委員会から川俣町新庁舎建設基本構想の答申を受け、この答申に基づき計画されたものである。

また、本件事業により建設される庁舎は、国土交通省の新営一般庁舎面積算定基準等に基づき算定した面積で計画されたものである。

さらに、起業地の選定に当たっては、町民の利便性を第一に考え、旧庁舎の存する地域が第五次川俣町振興計画等の諸計画で行政機能を集積する地域として位置付けられていること及び川俣町新庁舎建設基本構想において旧庁舎の位置を基本として二か所の候補地の比較検討を行っているが、地理的条件及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

したがつて、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

## 4 法第二十条第四号の要件への適合性

## (一) 事業を早期に施行する必要性

川俣町では、役場旧庁舎が平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災により復旧不可能な甚大な被害を受けたため、中央公民館等の仮庁舎で分散して役場業務を遂行している状況であるが、施設の狭隘化や庁舎の分散化による行政サービスの低下が課題となっている。

また、本件事業は、川俣町復興計画（第二次）の復興施策の中で重点事業として位置付けられており、事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

## (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

| 路線名      | 区間                             | 変更前   | 変更後   | 敷地の幅員 |       | 延長    |
|----------|--------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |                                |       |       | 変更の別  | 変更後   |       |
| 県道斎藤下不合線 | 郡山市大平町字後田四番地先から同市大平町字後田八番五地先まで | ○一〇・二 | 九・〇   | 五・五   | 一〇・二  | 二二〇・〇 |
|          |                                | 五・五   | 二四・〇  | 一〇・二  | 一三〇・〇 | 一三〇・〇 |
|          |                                | 一〇・二  | 一三〇・〇 | 一〇・二  | 一三〇・〇 | 一三〇・〇 |

(道路計画課)

## 福島県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年一月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

福島県知事 内堀 雅雄

| 路線名      | 区間                                     | 変更前  | 変更後   | 敷地の幅員  | 延長     |
|----------|--|------|-------|--------|--------|
| 変更後      | 変更前                                    | 変更後  | 変更前   | (メートル) | (メートル) |
| 県道猪苗代塩川線 | 喜多方市塩川町金橋字金川一四三番二地先から同市塩川町金橋字金川二六番地先まで | 一三・五 | 三七・四  | 一三・五   | 二八六・四  |
|          |  | 一三・五 | 三七・四  | 一三・五   | 二八六・四  |
|          |  | 三七・四 | 二八六・四 | 三七・四   | 二八六・四  |

(道路計画課)

## 福島県告示第五十一号